

＜ 交通広告共通指標推定システム会員規約 ＞

1. 会員規約

本規約は公益社団法人 日本鉄道広告協会（以下 **JAFRA**）アカウントビリティ向上委員会が提供する発行物を所定の会員（交通広告共通指標推定システム会員）が利用することについて適用します。

2. 本規約の範囲

アカウントビリティ向上委員会が随時会員に発表する諸規定は本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾します。

3. 本規約の変更

アカウントビリティ向上委員会は会員の下承を得ることなく本規約を変更することができるものとし会員はこれを承諾します。この場合アカウントビリティ向上委員会は会員に対し必要事項を通知します。

4. 会員

会員とは以下で規定する会員資格に応じて **JAFRA** アカウントビリティ向上委員会に入会を申し込みアカウントビリティ向上委員会がこれを承認したものを会員とします。

5. 会員資格

会員は交通広告等の販売等に関わり、会の目的を理解し、定められた規約を遵守できる下記の法人等とします。

- (1) 関東交通広告協議会会員社
- (2) 公益社団法人 日本鉄道広告協会会員社
- (3) 一般社団法人 日本広告業協会会員社
- (4) 関東交通広告協議会各社広告会会員社（指定代理店）

6. 入会の不承認及び承認の取消

アカウントビリティ向上委員会では入会申込をした法人等が以下の項目に該当する場合は入会を承認しない場合があります。また承認後であっても承認の取消をすることがあります。

- (1) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあった場合。
- (2) 会費の支払いを怠った場合。
- (3) 会員資格を満たさない場合。

- (4) 倒産等により、法人としての正常な活動ができなくなった場合。
- (5) 会員規約に違反した場合。
- (6) 会の運営に不都合が生じる場合。

7. 変更の届出

会員は住所・社名・責任者等届出内容に変更があった場合は速やかにアカウントビリティ向上委員会に届出するものとする。

8. 退会

会員が退会する場合は、速やかにアカウントビリティ向上委員会に届出をするものとし、既に受領した会費の払戻しは行わないものとする。また会員が倒産等により事実上廃業又は無資格となった場合は、その時点をもって退会届出があったものとする。

9. 会員の権利

会員はアカウントビリティ向上委員会がホームページ上で公開するデータを利用することができます。

10. 会員の義務及び禁止事項

- (1) 会員はアカウントビリティ向上委員会が公開するデータ等の管理義務を有し、いかなる理由があっても複製及び第三者への販売・譲渡・貸与をしてはいけません。
- (2) 会員は第三者にデータベースそのものを提供してはいけません。
- (3) 会員は「ソフトウェアの利用上の注意」を了解するものとし、アカウントビリティ向上委員会は、ソフト及びデータ等利用に際して生じるいかなる損害に対しても責任を負いません。

11. 会費

会員は以下の会費を定められた期日までに納入するものとする。但し5. 会員資格の関東交通広告協議会会員社については無料とする。

- (1) 事業年度は、4月1日から翌年3月31日とする。
- (2) 会費 一律 年5万円
- (3) 期中に入会した場合、会費は全額納入するものとする。
- (4) 期中に退会した場合、会費は返還いたしません。

附則

本規約は平成27年4月1日より発効します。